

永井庄蔵の「憲法科」創設提案について

土 屋 直 人*

(2021年12月23日受付, 2022年1月13日受理)

はじめに

本稿は、戦前から生活綴方実践を重ね、戦後もその実践を継続しながら岩手の戦後民間教育研究運動の中核を担ってきた一人の小学校教師、永井庄蔵(ナガイ・ショーゾー)らが、1950年代後半に提起・主張していた、「憲法科」の創設の提案をめぐる議論に注目し、その主張の特質と意義について検討しようとするものである。

今から約60数年前の、1956～57年頃、全国的に特設「道徳」の教育政策動向をめぐる議論がなされていた時期、岩手・胆江地区の当時の教員サークル「イサワ教育こんわ会」の教師たちは、独立した一つの教科「憲法科」の創設についての考察を進め、県内での議論・主張を進めていた。教育科学研究会編の機関誌『教育』の復刻版に所収の、『教科研ニュース』第19号(1957年10月10日発行)に、「サークル機関紙から」欄(謄写刷)があり、そこにはイサワ教育こんわ会の「なぜ 憲法科の特設を 主張するのか—いまの日本で ぜひまなばなければならない 憲法—」というタイトルの論稿が収められていた⁽¹⁾。その文体や内容からして、この稿をその中心となって考え、文を執筆したのは、イサワ教育こんわ会の中心人物の一人、永井庄蔵(ナガイ・ショーゾー、1911～1998)であったものと思われる。

この永井は、その後、全国的な教育雑誌『教師の友』⁽²⁾の1960年5月号に、「永井庄蔵」の名で、「憲法科を創設することの提案」という論稿を書いていた⁽³⁾。

筆者は以前に、上記の「イサワ教育こんわ会」の憲法科創設論についての検討を行った⁽⁴⁾。本稿は、1958年の「道徳」特設後の、1960年の時点で、その永井が個人名で記した上記の論考を、直接の検討の対象とするものであり、上記拙稿の続編に位置付くものである⁽⁵⁾。

永井(ら)は当時、何故「憲法科」創設を主張したのか。彼らはどのような議論を展開し、何を主張しようとしていたのか。その「憲法科」創設論の中に、永井の人となりや、その戦前・戦後の教育実践運動の歩みのなかで考えていたことの一部がどのように現れていたのか。永井の「憲法科」創設提案の実質を、いま一度捉え返すべく、永井の論考の記述を丁寧に追いながら、その議論の内実を具体的に確かめ、その主張を吟味し、彼の当時の問題提起の持っていた意義を問い直してみたい。

* 岩手大学教育学部

1. 永井庄蔵(ナガイ・ショーゾー)の略歴等について

永井庄蔵(ナガイ・ショーゾー)の教師としての歩みやその人柄、その活動の展開や、残してきた論稿などの一部は、ナガイ・ショーゾー追悼文集編集委員会編『追憶と論考 北の教師ナガイ・ショーゾー』(2000年)に詳しい⁽⁶⁾。ここでは、同書に依りながら、その略歴の一端のみを確認したい。

永井庄蔵は1911(明治44)年3月15日、水沢に生まれる。1930(昭和5)年3月、岩手県師範学校を卒業。同年9月より以降、下閉伊・宮古地帯の小学校教師となる。戦後も胆江・水沢地域の「生活綴方教師」として実践を重ねていた。戦前には『よくなる子』ほか、戦後は『はたらく子ども』ほかの学級文集をつくっていた。

そして永井は、戦後、教育科学研究会にその「再建」当初から参加。岩手教科研、岩手民教連、イサワ教育こんわ会など戦後岩手の民間教育運動を、それらの創設以来一貫して支え、その中心にあって進めた教師であった。水沢・常盤小学校時代は、卒業式で子どもたちと「緑の山河」を歌っていたが、一部の地域住民・PTAから不当な干渉・攻撃を受け、事態收拾のために同校全教員同時異動となる出来事があった(いわゆる「常盤小問題」、1960年)⁽⁷⁾。本稿で対象とする論考を記していた当時(1959年末頃)に、永井は、常盤小学校に勤めており(校長事務取扱)、およそその全員転出騒動の起こるすぐ直前の頃であったと推察される。

永井らが「憲法科」の創設(「特設」)を論じていた時期はほぼ、彼がこのいわゆる「常盤小問題」の渦中にあった頃であり、1960年5月の論稿「憲法科を創設することの提案」を書いていたのはこうした事情・条件下であったということをも、念頭に置く必要がある。1967年に小学校教員を退職後は、民主的な地域をつくる市民運動に力を注ぐ。1998年3月16日逝去、享年87歳⁽⁸⁾。

永井はその自らの名を記す時、論稿にも大抵「永井庄蔵」ではなく「ナガイ・ショーゾー」とカタカナ書きしていた⁽⁹⁾。ここで取り上げる論考は、その筆名を永井庄蔵と記している、数少ない論考のうちの一つである⁽¹⁰⁾。

2. 憲法を国民の「血肉」・「常識」に

永井庄蔵の論考「憲法科を創設することの提案」(『教師の友』1960年5月号)の全体は、7つの章からなる。

同論稿の第1章の冒頭、永井はこう述べ始める。

一九五八年でした。水沢の東ホテルで、憲法科を日本の義務教育のなかにもうけて、学んでいかなければならないと話しかけ、夜中まで論争したが、納得してもらえなかった。日本の義務教育のなかにも、憲法科をもうけて、子どもたちも教師も学習してきたなら、それにとまって、PTAでも家庭でも学習されてきたにちがいない。国民の広い層に、憲法が精神が平明に、しかもしっかりとつかまされたにちがいない。そのため、むだな混乱をおこさないで、すんだのではないか。

それどころではない、教育も政治もいきいきとした建設的なものになっていたのではないか。憲法

永井庄蔵の「憲法科」創設提案について

は国民に方向づけをするものだ。教育も国民に方向づけをするものだ。ものの見方、考え方、行動を方向づける。日本の教育は、日本の憲法の精神、条文にもらわれているなかみにのっとっておこなわれる。憲法の理想の実現は、根本的には教育の力によらなければならない。教育と憲法はとくに密接な関係がある。⁽¹¹⁾

永井は議論の冒頭、約2年前に、県内の教師たちに憲法科創設を訴えたが「納得してもらえなかった」ことを記す。永井らは、文部省が1958年に「道徳」の時間を特設する以前から憲法科特設を主張していたが、「道徳」特設と同年も、研究会で憲法科創設を訴えていた⁽¹²⁾。

永井は、もしも、日本の義務教育に憲法科を設け、子どもたちと教師たちが学習をしてきていたならば、それに伴い、PTAでも家庭でも憲法が学習され、ひいては、国民の広い層に憲法の精神が平明に、しっかりとつかまれたに相違ない、とする。こうして、もし憲法科があったならば、「教育も政治もいきいきとした建設的なものになっていたのではないか」。永井は、当時の教育と政治のなかに、(それらを「建設的なもの」にさせない)「むだな混乱」が起きていたとの認識を持っていたことが知れる。

この永井の所論には、学校の社会科等の教科での狭義の憲法学習という議論に収まらない、社会教育という文脈を含めた、国民教育運動としての、広い意味での国民的な憲法学習への視点・視座がある。

憲法も、教育も、「国民に方向づけをするもの」であり、また、国民の「ものの見方、考え方、行動を方向づける」ものである。教育基本法の前文にある通り「憲法の理想の実現は、根本的には教育の力によらなければならない。」⁽¹³⁾ その意味で「教育と憲法はとくに密接な関係がある」。永井は、日本の教育は日本の憲法の精神、条文に盛られている「なかみ」に則って行われるという原則に言及しつつ、憲法と教育との密接なつながりという点から、憲法科創設提案を論じ始めている。

永井は次に、こう論じ進める。

封建社会では、封建社会の秩序をたもちつづけるために必要な教育をした。資本主義社会では、資本主義社会を維持発展させ、それをすこしでも破壊するものはわるいものとしてしまうように判断し、にくむような国民にしていく教育をするようにしている。

主権在民、恒久平和、基本的人権が尊重される社会をめざす日本では、そのような憲法をもち、そのような教育をすすめていかなければならない。

教育は反動勢力とその政策によって圧迫され、制度や教育の内容まで変えられてきている。だが、平和に反するもの、民主主義に反するもの、基本的人権の尊重に反するものにむかって、憲法をよりどころにして抵抗している。平和と民主主義と基本的人権を保障している憲法があるという事実は、だれも否定することはできない。日本国憲法は、日本の社会を進歩発展させる役割をじゅうぶんに果たしている憲法である。

しかし、まだ、国民の血肉とはなっていない。常識となっていない。義務教育がほんとうに国民教育としての役割をはたすには、民族の歴史、人類の歴史のなかで創造された真理と原則、苦闘のなかで獲得した憲法を、国民のものにしていく仕事をなしとげなくてはならない。⁽¹⁴⁾

「封建社会」ではその秩序維持に必要な教育をしてきたし、「資本主義社会」でもそれを維持発展させ、その破壊は悪と判断し憎む国民にしていく教育をしている。しかし、「主権在民、恒久平和、基本的人権が尊重される社会をめざす日本」では、その内実を持つ憲法を保持しているのであるから、その憲法を実質化・現実化する、「そのような教育をすすめていかなければならない。」

「教育は反動勢力とその政策によって圧迫され、制度や教育の内容まで変えられてきている」。この現状のなか、「平和に反するもの、民主主義に反するもの、基本的人権の尊重に反するものにむかって、憲法をよりどころにして抵抗している」者がいる、と永井は確認する。「平和と民主主義と基本的人権を保障している憲法があるという事実」は、誰も否定はできない。日本国憲法は「日本の社会を進歩発展させる役割をじゅうぶんもっている」。しかし、未だ国民の「血肉」「常識」となっていない。

憲法とは「民族の歴史、人類の歴史のなかで創造された真理と原則、苦闘のなかで獲得した」ものなのだ。だから「義務教育がほんとうに国民教育としての役割をはたすには」、その憲法を、「国民のものにしていく仕事」を成し遂げなくてはならない、と主張していた。

3. 父母負担軽減、義務教育無償と「憲法」の学習

では、憲法が国民の血肉・常識になっていない現実とその背景を、永井はどこに見ていたか。永井は続く第2章で、憲法26条の内実に関連する、次のような叙述を具体的に展開する。

わたしたちは、ものの見方、考え方を大切にしてきた。それにとמוּ行動を大切にしてきた。教育活動のなかでも、教員組合運動のなかでも……。

そこで、いままで、わたしたちの民主的で自主的な組織である教員組合の運動方針や運動のすすめ方についても、やかましく論議した。見方、考え方をあいまいにしておけば、その行動、実践もあいまいになる。見とおしのないものになる。スローガン、方針もかざりものになる。

父母負担の軽減をはかろう——これは、このごろ、毎年かけられるスローガンだ。運動の方向として拍手のもとに決定される。しかし、この運動はあいまいなものである。それは、父母の負担が軽減されていない事実が証明している。

なぜ、父母負担の軽減をはかるのか。われわれの運動としなければならないのか。主体的につかんでいるか。自己のなかに確立された運動となっているのか。

- (1) 父母の生活が苦しいから、負担をかるくしてやらなくてはならないからだ。
- (2) 父母との提携のためにかかげるのだ。
- (3) 教育の機会均等、子どもに差別をつけないためだ。

といったぐあいにいろいろだ。

わたしたちは、このスローガン、具体的な運動の方向を積極的に理解してPTAや職場のなかで、具体化していくとはいっても、それは理想で、現実がちがう。PTAの公費肩がわり、寄付あつめはおこなわれる。人間が人間であるために必要な教育をうける権利、差別なく、どの子どもも教育をうける権利をもっていることに根ざしている教育無償への一段階としての父母負担軽減が、多くの職場やPTAでは、それほど重要なものであるという自覚がない。⁽¹⁵⁾

「わたしたち」は「ものの見方、考え方」を大切にしてきたはずだが、この、「見方、考え方をあいまいにしておけば、その行動、実践もあいまいになる」。父母負担軽減の実現は毎年、教育運動のスローガンに掲げられはするが、「この運動はあいまいなもの」になっている、と永井は断じる。それは「父母の負担が軽減されていない事実が証明している。」運動の方向への「理解」はあれど、その実現は「理想」と見做され、PTAの公費肩代わりや寄付集めが行われている「現実」を許している。この運動の「あいまい」⁽¹⁶⁾の後ろ側には、「教育をうける権利」を内容とする憲法への「自覚」の欠落がある。父母負担軽減が「教育をうける権利」に根ざす「教育無償」への一段階として重要なのだという自覚がない。こうして、永井は憲法科への議論の中で、「わたしたち」教員の「ものの見方、考え方」の質を、そしてその「あいまい」さが及ぼす、実践と運動の不徹底さを、問題にしていたのであった。そしてこう議論を続ける。

義務教育が無償であることを憲法が保障しているのはなぜか、そして、現実にそうならないのはなぜか、学習されていない。とおおりいっぺんである。「しらしむべからず、よらしむべし」は、封建社会の支配者が、支配のための鉄則として口ぐせにいったことばだ。いままそうである。そして、われわれ教師も、教育をすすめていくうえの基本、国民の基本的な人間としての権利、平和と民主主義を保障する憲法を知り、常識化していくしごと、それを正しく伝え知らせるしごとさえ、していないのではないか。理想と現実がちがう、憲法は理想だといひ、憲法はあってもないのも同然なものとしているのではないか。

法によって圧迫されてきた経験は多い。けれども、法をもってたたかってきた経験はすくない。基本である憲法を知って、父母負担の軽減から教育無償へ、そして教育の本質をあきらかにして、その精神を常識化、つまり国民のすべての見方、考え方にまでし、国民のための国民教育としていかななくてはならない——とわたしたちは考える。⁽¹⁷⁾

憲法がなぜ義務教育無償を記しているか、なぜ現実にそうならないのか（国民に、そして教師に）学習されていない。永井は、「われわれ教師」は「教育をすすめていくうえの基本」でもある憲法を知り常識化していく仕事、それを正しく伝え知らせる仕事さえしていない、と強く問う。ここには、「われわれ教師」の現状に対する、実に厳しい、直截な自己批判がある。無論それは同時に永井の、自己自身への厳しい問いと戒めでもあったろう。

支配者の「支配のための鉄則」としての「しらしむべからず、よらしむべし」に貫かれた、日本の政治教育の歴史。それは「いままそうである」。憲法は「理想」だとうそぶき、「憲法はあってもないのも同然なものとしているのではないか」と、「われわれ教師」の憲法認識、立憲主義認識を問い質す。うわべだけで誠意のない「とおおりいっぺん」ではないか、と。

憲法は「現実」からかけ離れた、「現実」から切断された単なる「理想」などではない。「憲法を知る」ことは、「父母負担の軽減から教育無償へ」の道筋や「教育の本質をあきらかに」することにつながり、教育を、「国民のための国民教育としてい」くことにつながる。「義務教育がほんとうに国民教育としての役割をはたすには」憲法を「国民のものにしていく仕事をなしとげなくてはならない」。憲法を「国民のすべての見方、考え方にまで」してゆ

くのだ。憲法を知り、それを「血肉」「常識」にすることは、教育をほんとうの「国民教育」とすることなのだ、と永井は主張していた。この永井の所論には、学習権の思想、「教育を求める権利」を保障する政治をつくる教育への期待と主張が含み込まれている。

かくして、憲法科をつくり、教育を「国民のための国民教育」にしていくこと。そうして憲法を血肉・常識にし、憲法を「国民のすべての見方、考え方にまでし」ていくこと、そして憲法を「現実」にしていくことを、永井らは考えていた。

4. 強制寄付と憲法の「自由」

永井の論考の、続く第3章では、「強制寄付」と信教の自由、「不合理と封建制」の由来などについて、永井の自身の経験を含め、実感的に議論を述べ重ねている。

また、わたしは、かつて“NHK村の公民館”の放送原稿^(マ)を、松丸志摩さんから送られてきたことがあった。それは、こうであった。——千葉県のある部落^(ママ)にすんでいる高校の先生が、村の鎮守の社の改築費寄付をことわった。「あいつはなまいきだ。とっちめてやろう」というので、部落民全員が集まっているところに呼びだした。高校の先生は、憲法第二十条をだし、信教の自由、宗教上の行為・祝典・儀式・行事に強制的に参加させてはいけないこと、強制すれば憲法違反になることをじゅんじゅんと説いた。とっちめようとした部落民が、かえって説得され、この強制寄付はできなかった。高校の先生は憲法によって自由を守ることができた——。

当時、水沢地方にも強制寄付が多く、不満をもっているが、しかたなく寄付をだしていた人がたくさんいたことを知っていた。学校と神社・仏閣の寄付はことわれない。子どものことだ。神様のことだ。仏のことだ。ごむりごもつもと、だしていた。ここから、不合理と封建制がはびこる。ボスがふるまう。

そこで、強制寄付反対同盟をつくった。そして、市民として、国民として、人類がながい間たたかって獲得し、憲法に保障されている信教の自由、教育は国民の権利、政府の責任とすることに反する行為に、反対することにした。そういうときだったから、高校のこの先生が、憲法を日常生活のなかでいかしたことに、市民として心を動かされた。⁽¹⁸⁾

地域にはびこる「不合理と封建制」、強制寄付という「市民として、国民として、人類がながい間たたかって獲得し、憲法に保障されている信教の自由、教育は国民の権利、政府の責任とすることに反する行為に」反対すべく、「強制寄付反対同盟をつくった」永井ら。そういう時だったからこそ、その経験から永井は、寄付を断った「高校のこの先生」の「憲法を日常生活のなかでいかした」行為の話に、「市民として心を動かされた」と記している。憲法が日常生活に生きる道筋を、永井は求めている。

後に教員を退職したあと、永井は陳情等の様々な地域活動を手がけてゆくが、その根底には、憲法に貫かれた「自由」を求める気概があったことが、想像される。

5. 憲法に貫かれた「教育実践」

そして、論考の第4章で、永井は教師と教育実践の実際と、その内在的課題に言い及ぶ。

永井庄蔵の「憲法科」創設提案について

真実をもとめる、基本的な人間の権利をもとめる、平和をもとめる教育実践。それをいつも集団にまでたかめる教育実践。学級づくり、学校づくりに、努力している教師たちがいる。子どもたちの認識を大切にする、ひとりびとりの人権を大切にする、それを集団のものとしていく努力をしている教師たちがいる。教科の独自の役割をはたさせるような学習のなかで、また教科外活動のなかで、真実を見ぬき、真実に感動する人間。みんながしあわせになるため、人間としての権利がゆがめられたり、はぎとられたりしないように、尊重されるようにと働く人間。そして、そのためにひとりだけでなく、みんなと手をつなぎ、団結してやる人間となるように教育をすすめていく、そういう教師たちがいる。

しかし、こういう教師たちは、教師のすべてではない。無意識にはあるが、かえてこのような教育をさまたげる結果になったりすることもある。だから、わたしたちの民主的で自主的な組織＝教員組合のなかで研究討議し、つくりあげている民主教育の方向と、ずれるようなことさえしていることがある。

わたしたち教師が、国民が否定することのできない客観的な事実としてある憲法、人類歴史の成果、日本民族のぶつかった戦争の不幸のなかから得た憲法のもつ恒久平和、基本的人権の尊重、民主主義をめざし、最大悪一戦争とそれにつらなるいっさいに反対し、封建的なのりかすに反対し、不合理に反対し、社会を前進させていくものを、教育実践のなかに脈うたせなくてはならないのではないか。そうでなければ、憲法軽視・無視の動きのなかで、教師はこんらんするのではないか。どの教師も、教育実践をつらぬかれるべきもので、つらぬいていなくてはならない。それは、国民のだれもが否定することのできない憲法によることだと考えた。⁽¹⁹⁾

人権・平和を子どもたちのものにしていく教師、真実を見抜き人権を尊重する人間を育てる教育をすすめる教師たちは、いる。だが、「すべてではない」現実がある。

「国民が否定することのできない客観的な事実としてある」憲法は、「人類歴史の成果、日本民族のぶつかった戦争の不幸のなかから得た」ものだ。だから「わたしたち教師」が、その憲法の「もつ恒久平和、基本的人権の尊重、民主主義をめざし」で「最大悪」である「戦争とそれにつらなるいっさいに反対し、封建的なのりかすに反対し、不合理に反対し、社会を前進させていくもの」を、「教育実践のなかに脈うたせなくてはならない」。「教育実践をつらぬかれるべきもの」としての憲法。憲法を人間尊重のための「教育実践のなかに脈うたせ」ること。その憲法に貫かれた教育実践を求めるために、との主張である。

ここには、「わたしたち教師」にとってこそ、憲法科の創設が必要なのだ、という永井の明確な一つの主張が読み取れる。あの戦争の時代を潜り抜け、戦前から生活綴方教師として実践を一貫して続けてきた永井にとって、「憲法」は大切にされるべきものだった。

6. 「国民の意志」、父母の願いと憲法

続いて、第5章で、また別の角度から、永井はこのように記す。

一九五三年、東北地区教育科学研究大会が水沢でひらかれたときにこられた斎藤秋男さんが、一九五五年に『世界の教育』を送ってきた。そのなかで、社会主義のある国の教育では、正式な教科として憲法学習をしていることを知った。社会主義の国では、誠実に、人民の意志の結集である憲法を国民教育のなかできちんと子どもたちに伝え知らせ、その国の社会発展と国民の幸福を、人民の努力

土 屋 直 人

のなかで着実にすすめようとしているからであろうかと考えた。その国の方針をあきらかにしている憲法をそまつにしていることは、国民の意志をそまつにしていることになる。主権在民に反することだ。この国の教育が、この国の国民の意志を大切にすのなら、この国の憲法を国民のだれにもきちんとしめとおらせ、国民のエネルギーとすることが大切でないか。

わたしたちは、父母の願いにこたえるということが、父母の個人的な願い、さまざまな願い、あるときはたがいに相反するような願いに当惑してしまうことになってしまうことにぶつかる。しかし父母の願いは、それを深く国民の意志として見るとき、憲法のなかにあるのではないか。⁽²⁰⁾

ここには、立憲主義の理念が明確にある。憲法の中には「国民の意志」がある。とすれば、「父母の願い」も、「憲法のなかにある」のだといえる。「国民の意志」としての憲法を大切にすることは、「父母の願い」を大切にすることに連なる。「その国の方針をあきらかにしている憲法をそまつにしている」公権力は、「国民の意志をそまつにしていることになる」。ここには、憲法第99条に照らして、政府の教育政策、公権力を担う人々は憲法を、国民（の意志）を大切にしているものであるかを問う視座がある。「この国の教育が、この国の国民の意志を大切にすのなら、この国の憲法を国民のだれにもきちんとしめとおらせ、国民のエネルギーとすることが大切でないか。」この言に、憲法科の必要性、その国民教育としての必然的要求の根拠が、言い尽くされているといつてよい。

7. 「年表」づくりから

第6章では、永井が、勤評反対闘争のとらえにかかわって、年表をつくっていったことが述べられており、その作成意図のほか、そこに書き込んでいったことの内実についても、具体的に詳述されている。

勤評反対闘争のなかで、まず、わたしたち自身、歴史的にどんな意味をもつものかをはっきりしておかなくては、たたかう力、意欲がおきてこない。親たちにわかってもらえない。国民的なたたかいにならない。

そう考えて、権力に奉仕する教育か、子どもたち＝国民のためにする教育か、天下り教育か、創造されていく教育かに目をむけながら“表”をつくっていった。年代、世界の動き、日本の政治教育（権力側）、教育（国民の側・現場）とにわけてつくっていった。

一九五四年から一九五五年の間に、つぎのようなことがつよくぎっしりつまっていた。

——バートランド・ラッセルなどが原子戦のキケンを訴える。一方、日本では、日米共同（もちろん政府）で日本の防衛と海外派兵が声明としてだされ、安保条約が双務防衛条約に発展する見とおしを得たことで、つぎへの歴史の一步をふみだしたものだとして保守党が喜んだ。自衛隊増強案がでる。オネストジョンがくる。地方自治を財政再建特別措置法でおさえ、独占資本、ボスにつながる保守政府の考えに教科書をあわせ、教育をあわせるように教委任命制にし、教科書検定を一方的に偏向させる行政措置教科書調査官制度とし、小・中学校指導要領改訂と教師への不信の空気をつくるために学力調査結果の発表がなされ、大きな効果をあげた——。

——自治と教育への強い圧力・空気づくりのなかで憲法改悪のための改正論が政府与党からだされてくる。もうすでに社会科は民主党の“うれうべき教科書”問題以後、圧迫され、平和、人権、科学的

永井庄蔵の「憲法科」創設提案について

な地理・歴史、真実はゆがめられてきた——。

——一九五四年、近くの姉体中学の高野善一先生は教科学習のなかで憲法学習をやっていたが、おいだされる結果となった——。⁽²¹⁾

永井は、「たたかう力」と「意欲」をおこすために「勤評反対闘争のなかで」憲法と権力、憲法と教育を考えながら、年表をつくり、年表をつくりながら「憲法科」を考えていた⁽²²⁾。

「憲法改悪のための改正論が政府与党からだされ」続けている政治状況の中、「権力に奉仕する教育」「天下り教育」ではなく、「国民のためにする教育」「創造されていく教育」と、歴史を凝視する、この永井の「年表づくり」という作業が、憲法科創設の構想にあたってなされていたことは、興味深い。そこには、永井の同時代認識がはっきりと記されている。

一方、永井は、「もうすでに」社会科は「圧迫され、平和、人権、科学的な地理・歴史、真実はゆがめられてきた」という認識を持っていた。永井は厳しく、社会科をとりまく状況を押さえている。

また、高野善一⁽²³⁾の免職処分のことについても触れ、岩手・水沢地域のなかにある厳しい現状にも言及していた。

勤評はひとつぼつんととりだして、考えてみてもわからない。一九四九年、朝鮮戦争をはじめめるまえの年から、急速にアメリカ政府と合作のうで国民を分裂させ、労働組合や民主的な団体を孤立化させようとしてきている。そして、一方では、従順な人を育成しようとしている。アメリカのきらいなものは、①憲法、②民主団体と労働組合、③銃をとらない青少年、日教組ということだ——。

日本国憲法で保障されている諸権利、人類がながい歴史のなかでたたかいてきた人類の平和と幸福のために有効な諸権利が、日本政府、資本家を代弁する党によって制約される。なかでもとくに教師が制約されてきている。人間として、国民として、かたわに^(ママ)されている教師が、抑圧されている教師が、人間教育をやるということはむずかしい。教育をするためにも、また人間となるためにも、いっさいの権力による抑圧をとりのぞくために、わたしたちはたたかわなくてはならない。手あるものは手で、口あるものは口で、足あるものは足で、それぞれの力で、と、年表のわきにかきそえた。

そして、実在としている憲法、主権者である国民のすきな憲法で、そういうエネルギーを、国民教育のなかにもたせるべきではないかと考えた。

市民として、人間として、組合員として生き、たたかうなかで、教員として、教育をやっていくなかで、だれでもやれるようにしていけるには、なにをもとにしていけばよいかを考えているうちに、憲法を教材とした教科をつくることではないかと、思うようになってきた。だれでもみとめざるを得ないものこそ、有力なのだ。⁽²⁴⁾

人間として、国民として「抑圧されている教師が、人間教育をやるということはむずかしい」との厳しい言葉を、永井は自らの年表に書き込んでいた。「いっさいの権力による抑圧をとりのぞき、「教育をするために」そして「また人間となるために」、「わたしたちはたたかわなくてはならない」。そして永井は、「教育をやっていくなかで、だれでもやれるようにしていけるには、なにをもとにしていけばよいかを考えているうちに、憲法を教材とした教科をつくることではないかと、思うようになってきた。」と憲法科への着想を記す。それは「だれでもみとめざるを得ないもの」である故に「有力なのだ」。市民として、

人間として、そして教員として、「だれでも」やれるように、「だれでもみとめざるを得ないもの」としての憲法を「もとにしていけばよい」。この思考が、永井の、「国民教育」としての「憲法科」創設提案、その主張の底に流れる根拠、その主張の論理の筋の一つであった。憲法に貫かれた「国民教育」は、「人間教育」のための「たたかい」なのだというのである。

8. 「社会科を中心とする全教科でやっていくべきだとする人たちの主張

最後に、第7章では、約4年前の教育研究集会での議論の内実について、こう振り返る。

一九五六年、憲法科論議をおこなったが、そこで、どんな教育のために、どんな教科が必要か、その教科はどんな役割をはたすべきかを検討し、教育と教科を批判した。

そのとき、教科構造特別委員会は、その時代に一定の役割をはたす教育と、それにしがう教科がだされなくてはならないというのであった。

習字ははじきだされ、英語については国際理解のうえからも特定の外国語だけに限定されている現状はイカンだということになった。

これにひきつづき、市民のなかに、国民のなかに、憲法が常識としていきいきと生きて生活の力となっていないとき、とくに反動的な勢力から憲法が軽視され無視され、日に日に逆コースの力をまし、生活・人権・真実をゆがめようとしている時代にこそ、日本の義務教育のなかに憲法科を設けるべきだと、わたしは主張した。しかし、社会科を中心とする全教科でやっていくべきだとする人たちの主張は、つぎのようであった。⁽²⁵⁾

永井らは、「道徳」特設のおよそ2年前頃から、岩手県教員組合教育研究集会の「特別委員会」の場、教科構造を議論する場において、憲法科の提起と、議論を行っていたのであった。

続く行論では、「社会科を中心とする全教科」論と、憲法科創設論の、あいだで、議論があったことを記している。その「教科構造特別委員会」については、教育研究集会の記録に、僅かな記載があるが⁽²⁶⁾、実質的な議論の内実の詳細についてはそこからは窺い知れない。

永井は具体的に、「社会科を中心とする全教科でやっていくべきだとする人たちの主張」を次の12点に要約している。

- (1) 憲法科特設は現状では不可能ではないか。
- (2) 憲法科の特設と社会科の改廃との関連をどうするか。社会科を解体して地理・歴史・憲法としてゆくののがぞましいが、現状ではキケン性がある。時期が早すぎる。
- (3) 日本人の人間像が具体的につかまれていなかったために、いろいろな問題がおきている。これをはっきりさせる必要がある。憲法科でなく、全教科ではっきりさせていくべきだ。
- (4) 憲法科は野党の道徳教育、修身科は与党の道徳教育と一般に誤解されやすい。現行制度のもとでやったほうが、政治的にならずに実質的でよい。
- (5) 社会科のねらいと憲法科のねらいは、一致しているはずだ。
- (6) 現行制度のもとでやれるはずであるから、やり方を考える。教育基本法・憲法の精神の研究が大切。重点をおさえておく指導方法を考えてやればよい。

永井庄蔵の「憲法科」創設提案について

- (7) 特設すると、徳主義におちいりやすく、文部省の意図にはまりやすい。
- (8) 系統学習をさせないといわれてきたことが憲法科特設でひっくりかえる。生活単元学習という新しい教育の方法をくつがえすことになるから反対。
- (9) 憲法科特設の場合、さらに一時間ふやすのか。中学校では時間が多くなっているが、ガイダンスのなかでやってもよいではないか。
- (10) 憲法科を特設すると、中学校では教科担任制なので、一部教師にかぎられる傾向がでる。全教科のなかでやっていくとよい。
- (11) 各教科のなかに、憲法についての具体的指導計画をたてる。
- (12) 現行のワク内で、憲法重視の道德教育をどう進めていくか。

小学一年	命を大切に。安全教育(たとえば、まわりみちで)
小学二年	差別をつけない(自分のもちもの)
小学三年	働く(産業をさかんにする)
小学四年	みんなのために一遊びときまり(自治活動のなかで)
小学五年	日本の産業(産業の知的なもの)
小学六年	政治と歴史(民主主義と政治) ⁽²⁷⁾

9. 「憲法科」特設の主張の具体

一方、永井らは、「こういうことでよいだろうか」と上記の主張に異議を唱え、「憲法科特設」の主張として、彼らの憲法科特設を主張する論拠20点を、続いて列挙している

こういうことでよいだろうか。わたしたちは憲法科特設を主張した。

- (1) 現行制度のなかでは、憲法の精神が強調されない。ほねぬきにされた社会科では、憲法の精神が強調されない。
- (2) 社会科には、社会科としての独自の任務がある。
- (3) 中学校では全教科のなかで憲法をいかしていくというが、むずかしいのではないか。
- (4) 現行制度のままでは、大部分の教師は憲法の精神で教育をすすめていけない。やると偏向教育ということになる。
- (5) 教科書の改悪がおこなわれている現状では特設されればこそ、はっきりとやれる(とくに教科書教師だから、われわれは)。
- (6) 憲法科をつくることによって各教科、生活指導、教師と子どもの人間関係にも、すっきりしたすじがはいる。
- (7) 憲法の中味からでてくる徳目ならいいのではないか。
- (8) 憲法の精神がはっきりつかまれることによって、道德も自然あらたになる。
- (9) 教師自身も精神的支柱を失いかけていないか。憲法は教師をふくめ、国民の精神的支柱である。
- (10) 人権尊重の憲法がみんなのものになっていない。権利意識がまだ低い。憲法教育が必要だ。あらたな問題意識のめざめをうながす。
- (11) 憲法学習のなかで、国家権力、封建性のこりかすでおさえられていることを学ぶ。
- (12) 憲法科特設によって、事大主義的傾向のある親たちをふくめて人間改造がなされ、教育と子どもが生きる社会環境がよくなる。民主教育がしやすくなる。

土 屋 直 人

- (13) 憲法尊重の空気はつくられる。現状としては、政治的な意味でもとりあげるべきだ。
- (14) 憲法科特設の必要は、人命軽視、封建、差別、圧迫、ギヤクタイ、レイゾクなどとたたかう手だてとして、意識の統一、父母と手をにぎり拡大していくために必要だ。国民共通のものとして憲法があるということは有効である。
- (15) 戦前は、教育勅語が教育の基盤であった。戦後は憲法がそうだ。憲法を教育勅語ぐらいに大事にしていくべきだ。
- (16) 憲法科特設によって国民が憲法のなかののっていることがら（言論の自由、差別とりのぞき、義務教育無償、労働の権利、学問思想の自由、税金のゆくえなど）を獲得した歴史を知ること、またそれと照応して現状はどうか、原因、これからどうしていけばよいかなどについて国民的自覚がもてる。
- (17) 条文の学習だけにおわらないで、憲法は歴史的所産であり、国民の意志、力で変えることができるということによって、発展の見とおし、民族の若々しさをもたせる。
- (18) 教師は公務員として、他の公務員とともに憲法を尊重し、守ることの自覚を、子どもたちや親たちとの関係のなかでたかめることができる。
- (19) 週一時間のもんだいは教科構造の再編成、時間割編成で考える。
- (20) 新しい日本国民のすすみちをしめした平和と民主主義と人権尊重の憲法を大事にまなびとる憲法科の特設は、当然だ。⁽²⁸⁾

永井は、以上のように「教科構造特別委員会」での議論をまとめている。そして、それに続いて論考の末尾ではこのような指摘をしている。

三日間二十時間にわたって、論争はつづけられ、特設については異論はあったが、憲法重視は支持された。

憲法重視の考えが確固としているなら、国民にしみとおっていない現状のなかで、とくに憲法科特設は実現されなくてはならない。

- 一、二年 ①いのちを大事にする。②差別をしない。③要求をだしあう。④集団でしごとをしていく。
——子どもたちの生活を子どもたちと教師が見るなかで、めざめざすなかであつかう。
- 三、四年 ①みんながくらしよくするためみんなで働く。②人を支配しないし、人に支配されない。
差別しない。③憲法の内容のうち、大切なものを理解する。
- 五、六年 ①三・四年の土台のうえに、知的にその内容を理解する。②正しい社会的実践の基礎になる考え方、感じ方を育てる。
- 中学校 ①憲法の中味を歴史的につかみ、見とおしをつけさせる。社会の進歩に対する確信をもたせるようにあつかう。②時事問題を憲法の問題でつかませる。③条文についてもまなぶ。

日教組でだした『憲法学習』『わたしたちの憲法』（有斐閣）などや外国の憲法学習、憲法とかかわりのある教材あつめなどの作業をすすめていかななくてはならないと考えている。なお、憲法について学びたいという声があれば、憲法科特設を国民請願によっても盛りあげ、実現させうるのではないか。

⁽²⁹⁾

ここに記されている各学年段階での学習構想は、日教組編『憲法学習』を参考にしたも

のであると考えられる⁽³⁰⁾。なお、『わたしたちの憲法』（有斐閣）とは、憲法学者・宮沢俊義と教育評論家・国分一太郎の編になる少年少女向けの憲法読本のことである⁽³¹⁾。永井は、憲法科への着想や、憲法科の具体的な教育課程を構想するにあたり、日教組編『憲法学習』や『わたしたちの憲法』（有斐閣）を参考にしていたことが窺われる。

10. 「社会科を中心とする全教科」論と憲法科創設論の相違

こうして、「教科構造特別委員会」での双方の見解と議論を見ていくと、それぞれの論拠と疑念が、それぞれの立場から提起されていたことがわかる。

社会科中心・全教科論の中では、科目の特設は現状では不可能・不必要で憲法教育は現行制度のもとでやれるという主張があった。そして、以下の疑念や懸念、意見・主張、憲法科創設反対論、消極論があった。即ち、中学校では教科担任制なので、憲法科を特設すると一部教師に限られる傾向が出てしまう。中学校では時間が多くなっているのに憲法科特設で「さらに一時間ふやす」のは良くない。憲法科は「野党の道德教育」と誤解されやすく、現行制度のもとでやったほうが政治的にならない。特設すると徳自主義に陥りやすく、文部省の意図にはまりやすくなる。系統学習をさせないとの趣旨が憲法科特設でひっくりかえり、生活単元学習という新しい教育方法を覆すことになるので、全教科のなかでやっていくとよい。現行の枠内で憲法重視の道德教育をどう進めていくか。各教科の中に憲法についての具体的指導計画を立てればよいので憲法科はいらない……。

また、憲法科の特設と社会科の改廃との関連をどうするかとの課題も示され、社会科を解体して地理・歴史・憲法としてゆくの望ましいとする見解もあったという。だがそれは「現状はキケン」で時期尚早であるので、社会科を解体・廃止して憲法科を創設するのは反対であるという議論である。一方、社会科のねらいと憲法科のねらいは一致しているのであるから憲法科はいらないという考えもあった。

他方、これらの疑念や主張に対して、「こういうことでよいだろうか」と、永井らは憲法科特設をこう主張していた。

まず、社会科は「ほねぬきにされ」ている現状があり、この「ほねぬきにされた社会科では、憲法の精神は強調されない。」そして憲法科が創設されても「社会科には、社会科としての独自の任務がある。」

そして、道德及び道德教育については、「憲法の中味からでてくる徳目」は大切であり、「憲法の精神がはっきりつかまれることによって、道德も」新たになる。「戦前は、教育勅語が教育の基盤であった」が、戦後は憲法が「教育の基盤」となったのであって、故に憲法を「大事にしていくべきだ」。

一方、教師にとってはどうか。われわれは「教科書教師」だから、教科書改悪が行なわれている現状では、特設されればこそ、はっきりと憲法教育がやれる。「憲法科をつくることによって各教科、生活指導、教師と子どもの人間関係にも」すっきりした筋が入る。「大部分の教師は憲法の精神で教育をすすめていくことができる。憲法は「教育の基盤」にあるものであり、教師の、国民の精神的支柱である。憲法科特設は「人命軽視、封建、差別、圧迫、ギャクタイ、レイゾクなどとたたかう手だてとして、意識の統一、父母と手をにぎり拡大していくために必要」である。「教師は公務員として、他の公務員とともに憲法を

尊重し、守る」という憲法第99条への自覚を、「子どもたちや親たちとの関係のなかでたかめることができる。」

子どもや父母(親)、国民にとってはどうか。憲法科があれば「憲法の精神がはっきりつかまれる」。憲法科特設によって「国民が憲法のなかについていることがら(言論の自由、差別とりのぞき、義務教育無償、労働の権利、学問思想の自由、税金のゆくえなど)を獲得した歴史を知ること」ができる。「憲法が常識としていきいきと生きて生活の力となってい」くように、憲法科を創るのだ。「人権尊重の憲法」を「みんなのものに」してゆく(ために)、「権利意識」を高めるために、憲法科を創設しての、憲法教育が必要である。それは、新たな問題意識の目覚めを促すためでもある。憲法学習のなかで、「国家権力、封建性のこりかす」で抑えられていることが学べる。「憲法科特設によって、事大主義的傾向のある親たちをふくめて人間改造がなされ、教育と子どもの生きている社会環境がよくなる。民主教育がしやすくなる。」

こうして、憲法科によって「憲法尊重の空気はつくられる」。また諸権利の獲得の歴史と「照応して現状はどうか、原因、これからどうしていけばよいかなどについて国民的自覚がもてる」。「新しい日本国民のすすむみちをしめした平和と民主主義と人権尊重の憲法」を「大事にまなびとる憲法科」の特設は当然だ。

最後に、上記の2つの立場・主張を、7つの論点に整理しておきたい。(下掲【表】参照)

【表】〈社会科中心での全教科論〉と〈憲法科創設論〉の比較

7つの論点	「社会科を中心とする全教科でやっていくべきだとする人たちの主張」	「わたしたちの」憲法科特設の主張
社会科と憲法科、現状・現行制度では…?	(1) 憲法科特設は現状では不可能ではないか。 (2) 憲法科の特設と社会科の改廃との関連をどうするか。社会科を解体して地理・歴史・憲法としてゆくのがのぞましいが、現状ではキケン性がある。時期が早すぎる。 (6) 現行制度のもとでやれるはずであるから、やり方を考える。教育基本法・憲法の精神の研究が大切。重点をおさえておく指導方法を考えてやればよい。	(1) 現行制度のなかでは、憲法の精神が強調されない。ほねぬきにされた社会科では、憲法の精神が強調されない。 (5) 教科書の改悪がおこなわれている現状では特設されればこそ、はっきりとやれる(とくに教科書教師だから、われわれは)。
	(5) 社会科のねらいと憲法科のねらいは、一致しているはずだ。	(2) 社会科には、社会科としての独自の任務がある。
全教科で?	(3) 日本人の人間像が具体的につかまれていなかったために、いろいろな問題がおきている。これをはっきりさせる必要がある。憲法科でなく、全教科ではっきりさせていくべきだ。 (10) 憲法科を特設すると、中学校では教科担任制なので、一部教師にかぎられる傾向がでる。全教科のなかでやっていくとよい。 (11) 各教科のなかで、憲法についての具体的指導計画をたてる。	(3) 中学校では全教科のなかで憲法をいかしていくというが、むずかしいのではないか。 (6) 憲法科をつくることによって各教科、生活指導、教師と子どもの人間関係にも、すっきりしたすじがはいる。
政治的?	(4) 憲法科は野党の道徳教育、修身科は与党の道徳教育と一般に誤解されやすい。現行制度のもとでやったほうが、政治的にならずに実質的でよい。	(4) 現行制度のままでは、大部分の教師は憲法の精神で教育をすすめていけない。やると偏向教育ということになる。 (13) 憲法尊重の空気はつくられる。現状としては、政治的な意味でもとりあげるべきだ。

永井庄蔵の「憲法科」創設提案について

<p>徳目主義？ 憲法と道徳</p>	<p>(7) 特設すると、徳自主義におちいりやすく、文部省の意図にはまりやすい。 (12) 現行のワク内で、憲法重視の道徳教育をどう進めていくか。 小学一年 命を大切に 小学二年 差別をつけない 小学三年 働く 小学四年 みんなのために 小学五年 日本の産業 小学六年 政治と歴史</p>	<p>(7) 憲法の中味からでてくる徳目ならいいのではないか。 (8) 憲法の精神がはっきりつかまれることによって、道徳も自然あらたになる。 (15) 戦前は、教育勅語が教育の基盤であった。戦後は憲法がそうだ。憲法を教育勅語ぐらいに大事にしていくべきだ。</p>
<p>系統学習？教育の内容・方法</p>	<p>(8) 系統学習をさせないといわれてきたことが憲法科特設でひっくりかえる。生活単元学習という新しい教育の方法をくつがえすことになるから反対。</p>	<p>(16) 憲法科特設によって国民が憲法のなかにのっていることがら（言論の自由、差別とりのぞき、義務教育無償、労働の権利、学問思想の自由、税金のゆくえなど）を獲得した歴史を知ること、またそれと照応して現状はどうか、原因、これからどうしていけばよいかなどについて国民的自覚がもてる。 (17) 条文の学習だけにおわらないで、憲法は歴史的所産であり、国民の意志、力で変えることができるということによって、発展の見とおし、民族の若々しさをもたせる。 (20) 新しい日本国民のすすむみちをしめした平和と民主主義と人権尊重の憲法を大事にまなびとる憲法科の特設は、当然だ。</p>
<p>週一時間？</p>	<p>(9) 憲法科特設の場合、さらに一時間ふやすのか。中学校では時間が多くなっているが、ガイダンスのなかでやってもよいではないか。</p>	<p>(19) 週一時間のもんだいは教科構造の再編成、時間割編成で考える。</p>
<p>教師、父母（親）、地域、国民</p>	<p>(なし？)</p>	<p>(9) 教師自身も精神的支柱を失いかけていないか。憲法は教師をふくめ、国民の精神的支柱である。 (10) 人権尊重の憲法がみんなのものになっていない。権利意識がまだ低い。憲法教育が必要だ。あらたな問題意識のめざめをうながす。 (11) 憲法学習のなかで、国家権力、封建性のこりかすでおさえられていることを学ぶ。 (12) 憲法科特設によって、事大主義的傾向のある親たちをふくめて人間改造がなされ、教育と子どもの生きている社会環境がよくなる。民主教育がしやすくなる。 (14) 憲法科特設の必要は、人命軽視、封建、差別、圧迫、ギャクタイ、レイゾクなどたたかう手だてとして、意識の統一、父母と手をにぎり拡大していくために必要だ。国民共通のものとして憲法があるということは有効である。 (18) 教師は公務員として、他の公務員とともに憲法を尊重し、守ることの自覚を、子どもたちや親たちとの関係のなかでたかめることができる。</p>

(永井庄蔵「憲法科を創設することの提案」『教師の友』1960年5月号) 60-61頁より筆者作成。)

憲法学習・憲法教育を、社会科を中心に全教科でという論と、憲法科創設論との間の大きな相違点は何か。上の表を参照してわかる通り、「社会科を中心とする全教科」論に欠落している（あるいは、弱い）視点（そしてそれは憲法科創設論の特質でもある）は、言わば〈父母、地域、国民、教師〉という視点、〈父母、地域、国民、教師〉への視点である。

憲法科創設論はこう主張する。憲法科特設によって、日々の国民生活それ自身が「国家権力、封建性のこのりかすでおさえられていることを学ぶ」ことができ、「事大主義的傾向のある親たちをふくめて人間改造がなされ、教育と子どもの生きている社会環境がよくなる。民主教育がしやすくなる。」そしてそれにより「憲法尊重の空気はつくられる」ことになるのではないか。「憲法科特設の必要は、人命軽視、封建、差別、圧迫、ギャクタイ、レイゾクなどとたたかう手だてとして、意識の統一、父母と手をにぎり拡大していくために必要」であり、「国民共通のものとして憲法があるということ」の有効性に目を向けるべきだ。憲法科創設論には「国民教育」論が内在していたのである。

と同時に、これらの主張の諸点は、憲法前文の文脈、平和的生存権に通じる視点であり、そして憲法を「生活の力」とするべく、「たたかう」ための、社会権としての学習権、「教育を求める権利」の指摘でもあった。

かくして、ここに20点にわたって示されている、永井らの憲法科創設論には、大きく見て、以下の4つの視点・論点があるように思える。

- (1) 道徳と憲法について：憲法が道徳の内容を構成する、とする議論。
- (2) 道徳の特設と、憲法の創設について：道徳の時間の特設ではなく憲法科の創設を、という議論。
- (3) 国民教育運動のための憲法科創設論について：憲法の精神を「血肉」「常識」にしてゆくために、真に国民のための教育をつくっていくために。国民教育に憲法という支柱をつくる。憲法に基づく政治の実現のために、憲法に基づく教育を、憲法を学ぶ教育を、という議論。教育を受ける権利の保障を実質化するため、という議論。
- (4) 教師のための憲法科創設論について：教師が憲法を学んでいない。憲法の精神で教育をすすめていけるように、教師が憲法を学ぶためにも憲法科が必要である、という議論。

11. 若干の考察

永井は、同時代の状況を「生活・人権・真実をゆがめようとしている時代」と見ていた。永井は、現実の政治が憲法に基づくものとなっているか、憲法を実現する政治となっているかを問い、その実現を、国民教育の自己変革の中で見通し、そこから憲法科の創設を唱えていた。

敗戦後、長く政権与党を占めてきた自由民主党は、結党以来一貫して憲法「改正」、「新憲法」制定を主張してきた。敗戦後以降、今日まで続く、言わば〈憲法の危機〉に対して、憲法を国民のものとする国民教育を念願し、求めるため、永井らは「憲法科」創設を提起していた。

近代以降の日本において、学校における教科・科目の改廃は、時々の政権、公権力がその実質を担ってきた（支配してきた）。地域住民・市民や父母、教員と児童・生徒が、その改廃に関わる議論の場に直接広く参加し、民主的な協議と合意形成のなかで教科等の改

廃の決定をしてゆくことは、公式的にはなされてこなかった。その意味で、教育は国家のものであり続けてきたのである。その点で、1960年代以降の、いわゆる教育課程の自主編成運動は、家永教科書裁判や「国民の教育権」論などの展開の中で、重い意味を占めてきたと言ってよい。民間教育研究運動にかかわる、一教師、あるいは一市民としての、永井らのこの、1950年代半中盤頃の、「憲法科」という新教科を創設し、その教育課程を現場からつくりあげようと呼びかける主張は、近代日本教育史の中でも特筆すべきものであり、また、のちの教育課程の自主的編成の運動の流れ(の源流)、その発想の走列の中にあつた〈一つの魁〉であったとも言える。

本稿の冒頭に記した通り、『教科研ニュース』第19号(1957年10月10日発行)の「サークル機関紙から」欄(謄写刷)に、「イサワ教育こんわ会」の「なぜ 憲法科の特設を 主張するのか」という稿が収められていた。その議論の内容と、永井の筆名になるこの論考での議論を重ね合わせれば、両者の主張に一貫したものがあることは明らかである。⁽³²⁾

ただし、この上記の1957年の論考「なぜ憲法科の特設を主張するのか」の議論は、1958年の道徳の時間の特設以前、特設「道徳」ではなく憲法科を特設しようと主張することを主眼とするものであった。本稿で参照した永井の憲法科創設提案の論考は、「道徳」の時間特設から約2年後のものである。その意味で、言わば道徳科の代わりに憲法科をとという論旨の強調は、この論考の中では僅かの部分にあるのみで、全体的な論旨の基調には、特設道徳を許してしまったにせよ、主に、憲法を国民の血肉・常識とするにはどうすればいいか、父母の公費肩代わりの問題や父母負担軽減、強制寄付などの不合理・封建性を打ち破る方途として憲法を暮らしに生かし「自由」を求める国民教育をいかにしてつっていか、という問題意識からの議論・主張であったように思われる。

おわりに

なぜ「憲法科」の創設が必要なのか。「憲法科」創設の意図は何か。そして「憲法科」の創設を提案する(した)ことの意図は何か。

前述の通り、永井らの主張の一つの根拠は、父母や地域の理解(人権尊重、憲法尊重)のため、社会をよりよい方向へと変えるため、「国民教育」としてそれが必要である、という点から出てきている。「社会科を中心とする全教科」論と、憲法科創設論の、両論の相違性、あるいは齟齬の所以の一つは、「社会科を中心とする全教科」論の現状論(憲法教育観)にこうした視点が欠落していたからであった、とも読める。

また、永井には、上に見たように、政権与党が改憲を迫る中「もうすでに社会科は民主党の“うれうべき教科書”問題以後、圧迫され、平和、人権、科学的な地理・歴史、真実はゆがめられてきた」、社会科は「ほねぬきにされ」てきた、という状況認識があった。これはある意味では憲法という存在に対する、社会科という教科の持つべき役割・意義への深刻な問いかけであるとも読める。「ほねぬきにされた社会科では、憲法を精神は強調されない。」永井らのこの憲法科創設論は、常に「圧迫され」「ゆがめられてきた」戦後社会科、その憲法教育に占める意味・意義への、一つの問いかけではなかったか。憲法を教えるはずの、本来の「社会科」への問い返しとは読めまいか。

戦後日本における、一貫してこの憲法を言わば「壊そう」とする政権与党の姿勢は、憲

法に基づく政治の実現を理想とする教育、そして、日本国憲法に示された理想の実現が基本的に教育の力によるとした、戦後日本の「教育基本法」(47基本法)と、相容れるものではない。現に、第一次安倍政権は、2006年、この47教育基本法を「改正」し、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」という文言を消し去った。

現在の学校教師、国民の憲法認識の実態、社会科その他学校教育全体における憲法教育の実態、そして、教育運動としての憲法教育の不振と、「憲法学習」の形骸化の実態を、どう見ればよいか。「圧迫」により「ゆがめられ」、いわば「骨抜き」にされてきた末の今日の教育。今から約50年前の、戦前から生活綴方教師として生きてきた永井の、われわれへのこの問いかけは、重く大きいものと言わねばならない。

註

(1) 『教科研ニュース』第19号、1957年10月10日発行(月刊)(教育科学研究会『教育』復刻版冊子(ほるぷ出版、1985年)に所収)。なお、このイサワ教育こんわ会の論稿「なぜ 憲法科の特設を 主張するのか」は、イサワ教育こんわ会のサークル機関紙(誌)の『なかま』に収められているものと思われるが、その実際の機関紙(誌)の当該論原稿の所収巻は、現時点では未見である(所収資料の現物である第一次史資料の探索を試みるも未確認である)。

(2) 復刻版『教師の友』刊行委員会編『教師の友』復刻版(全17冊揃、桐書房、1988年)所収による。雑誌『教師の友』は、

(3) 永井庄蔵「憲法科を創設することの提案」(『教師の友』通巻79号、1960年5月号)。

(4) 拙稿『「イサワ教育こんわ会」の憲法科特設論について』(『岩手大学教育学部研究年報』第69巻、2010年)を参照されたい。

(5) なお本稿は、以前に筆者が発表した、拙稿「永井庄蔵の『憲法科を創設することの提案』を読む」(岩手県歴史教育者協議会編『岩手の歴史地理教育』第8号、2009年)に、大幅な加筆・修正を施し、新たに再構成したものである。

(6) ナガイ・ショーゾー追悼文集編集委員会編『追憶と論考 北の教師 ナガイ・ショーゾー』胆江地区民間教育研究団体連絡協議会発行、2000年。なお、本稿で扱う論考「憲法科を創設することの提案」は、同書にも収められている(142-151頁)。なお、伊藤喜助『教師の群像』杜陵印刷、1983年、参照。

(7) 岩手県教職員組合胆沢支部編『語り継ぐ胆沢の教育』1989年、126-128頁、ほか参照。

(8) 「ナガイ・ショーゾー略年譜」(前掲『追憶と論考 北の教師 ナガイ・ショーゾー』所収)。

(9) 吉田六太郎「愛することと教えること」(『作文と教育』1982年9月号)95頁。永井が終生自らの名を「ナガイ」と書き続けた由来は、戦前、受け持った一人の子どもであったという。永井は、家が貧しく仕事のため学校に満足に来られず、勉強のおくれていた教え子・A子に読み書きを教えようと手紙を書いた。欠席が多くひらがなを読めないこの子に手紙を読んでもらうためには、差出人名もカタカナでなければならなかった。

(10) 永井が、その論稿の筆名を漢字にしているのは、現時点で、筆者の見限り、この憲法科創設提案の論稿の他数点のみである。

永井庄蔵の「憲法科」創設提案について

- (11) 永井、前掲「憲法科を創設することの提案」56頁。
- (12) 前掲拙稿『「イサワ教育こんわ会」の憲法科特設論について』を参照されたい。
- (13) 1947年の教育基本法は、法律では異例の前文を置き、約1ヵ月後に施行される日本国憲法との関連にあえて言及していた。その前文が、平和と民主主義、個人の尊厳の実現を求める憲法の精神、その理想の実現が「教育の力」による、と記していたことは重要である。民主国家の実現を担う主体の形成は、教育にかかっている。憲法の理想を実現するための具体的な教育理念の表明として教育基本法が制定されたこと、ここに、教育基本法が「準憲法的性格」を持つ「教育の憲法」といわれた所以が端的に示されていた。だが2006年12月15日、第一次安倍政権の下、改正教育基本法が臨時国会において成立、同月22日に公布・施行され、この「教育の力」の文言・文脈はその前文から消された。1947年の教育基本法は、戦前の教育が軍国主義と極端な国家主義に奉仕したことへの深い反省に立ち、憲法の理念の実現を教育に託したものであった。なお、堀尾輝久『いま、教育基本法を読む―歴史・争点・再発見―』岩波書店、2002年、ほか参照。あわせて、拙稿「Q16 憲法に教育についての条文が少ないのはなぜですか」(歴史教育者協議会編『ちゃんと学ぼう! 憲法1』青木書店、2008年)を参照されたい。
- (14) 前掲、『追憶と論考 北の教師 ナガイ・ショーゾー』56-57頁。
- (15) 永井、前掲「憲法科を創設することの提案」57頁。
- (16) 後の1960年代後半の、ナガイ・ショーゾーの「誌上シンポジウム《「平和の理念と教育的立場」意見・VIII あいまいと すりかえは いたるところに》(『教育』No.217、1968年2月号)と題する論考の一部には、このような記述がある。「いま、繁栄と開発、道徳、協力などのコトバと行動によって 国民が教師がむしばまれている。新装国民精神総動員運動が すずめられている。主犯者はだれであるか。教員は その協力者として分担させられている。さしあたり 教員はホウ助罪というところか。公費かたがわりは 税外負担として、憲法、地財法にさえ そむくのに、子どものためにというすりかえで 生活を圧迫してくる。…(後略)…」(120-121頁。なお、同論考は、前掲『追憶と論考 ナガイ・ショーゾー』に所収。)永井の念頭には、「生活を圧迫」する「すりかえ」、公費肩代わりという憲法違反への認識が明瞭にあった。
- (17) 永井、前掲「憲法科を創設することの提案」57頁。
- (18) 永井、前掲「憲法科を創設することの提案」57-58頁。
- (19) 永井、前掲「憲法科を創設することの提案」58頁。
- (20) 永井、前掲「憲法科を創設することの提案」58-59頁。
- (21) 永井、前掲「憲法科を創設することの提案」59頁。
- (22) 勤務評定をめぐるのは、例えば岩手県教職員組合の組合員が交渉を求めて県教育庁の庁舎に徹夜で座り込み、その「排除」のために警官隊が出動し、激しいもみ合いとなりけが人が出たとされる。岩手県教職員組合編『岩教組20年史』1977年、716-771頁。
- (23) 岩手県胆沢郡姉体中学校教諭であった高野善一は、1954年1月23日、「偏向教育その他約十二項目にわたるところの教員としてふさわしからぬ行為」があるとして、姉体村教育委員会から懲戒免職処分をうけたとされる(「第19回国会 衆議院文部委員会 第16号 昭和29年3月12日」(国会会議録テキスト、<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/detail?minId=101905115X01619540312&spkNum=0#s0>)。なお、高野善一「Z先生失敗の巻」(教育科学研究会編『教育』1953年12月号)、高野善一『教育の探求』時事通信社、1969年、高野善一『小説 偏向教師』鳩の森書房、1976年、前掲『語り継ぐ胆沢の教育』129-130頁、明神勲「教職員レッド・パーズ概要ノート(その1)―青森・岩手県における教職員レッド・パーズ―」(『北海道教育大学紀要(第一部C教育科学編)』第34巻第1号、1983年)、参照。
- (24) 永井、前掲「憲法科を創設することの提案」59-60頁。

土 屋 直 人

- (25) 永井、前掲「憲法科を創設することの提案」60頁。
- (26) 岩手県教員組合教育研究集会報告『岩手の教育』1958年（岩手県立図書館所蔵）。その「特別委員会」の記録の箇所には、「教科構造のぎん味 胆沢 常磐小 永井庄蔵」という記載が見られ、永井の報告があったことが窺われる（280頁）。
- (27) 永井、前掲「憲法科を創設することの提案」60-61頁。
- (28) 永井、前掲「憲法科を創設することの提案」61頁。
- (29) 永井、前掲「憲法科を創設することの提案」61-62頁。
- (30) 日本教職員組合教育文化部編集『憲法学習—教師のための案内—』（日本教職員組合、1956年）。なお、拙稿「小学校低学年における生活指導と『憲法学習』—土田茂範『村の一年生』の再読から—」（『岩手大学文化論叢』第10輯、2021年）を参照されたい。
- (31) 宮沢俊義・国分一太郎編『わたしたちの憲法』（有斐閣、1955年）。
- (32) 前掲拙稿「『イサワ教育こんわ会』の憲法科特設論について」をあわせて参照されたい。